

7

JUL/2010/Vol. 64

広報

東峰

TOHO

E-mail : kikaku@vill.toho.fukuoka.jp URL : <http://www1.vill.toho.fukuoka.jp>

鶴地区の合歡木です

(名前は、夜になると葉が閉じることに由来するそうです。)

福岡県東峰村
毎月 15 日発行

祝！全国高等学校総合体育大会出場決定

平成 22 年度全九州高等学校体育大会（秩父宮賜杯）

6月17日～20日、大分スポーツ公園大分銀行ドームに於いて上記大会及び第63回全国高等学校陸上競技対校選手権大会（北九州地区予選会）が行われました。東峰中学校出身の3人の方々が出場し、輝かしい成績を残されています。男子5000m競歩では城智也さん（日田高3）が決勝で10位、また男子3000m障害では室井勇吾さん（文理大付属2）が決勝で9位となりました。福嶋美和子さん（筑女2）においては、女子800mで優勝、女子400mで2位、女子4×400mRで筑紫女学園チームとして出場し優勝、全国高等学校総合体育大会 美ら島沖縄総体2010（7月28日～8月2日）に出場します。おめでとうございます。結果は下記の通りです。

種目	記録	結果	氏名
女子800m	2'08"75	優勝	福嶋美和子さん
4×400mR	3'48"99	優勝	福嶋美和子さん
女子400m	56"0	2位	福嶋美和子さん
男子3000m障害	9'28"53	9位	室井勇吾さん
男子5000m競歩	26'49"37	10位	城智也さん



地区大会でも頑張りました

筑後地区陸上大会結果報告

6月16日（水）に久留米県立陸上競技場に於いて行われた筑後地区中学校夏季陸上競技大会の結果をお知らせします。

6位までの入賞者、井上佳恵さんと柳瀬智予さんは、7月28日に博多の森陸上競技場で行われる県大会に出場します。

種目	記録	結果	氏名
3年女子800m	2'22"05	3位	井上佳恵さん
2年女子800m	2'32"87	7位	本村瑞花さん
共通女子1500m	447"02	3位	井上佳恵さん
共通女子走幅跳	4m92cm	3位	柳瀬智予さん

健康文化講演会が開催されました

「健やかで心豊かに実りある日々のために」

6月20日（日）保健福祉センターいずみ館に於いて、一高齢者の転倒・骨折・寝たきりを防ぐためにと題して東京大学大学院教授 武藤芳照氏の講演が行われました。当日は村内の老人クラブの方々を始め、村外からも多くの方が参加され、先生のかろやかな話術に皆さんの笑い声が響いていました。先生がボードを使い話された内容をここで紹介させていただきます。

- す：筋伸ばし体操が基本（猫のポーズ）
- こ：言葉のチカラ（褒めて磨く得意技）
- や：休みと間の大切さ（休み 疲労回復）
- か：感性を磨く（特に足のうら、素足）
- と：年寄りの冷水、年寄りに冷水（65歳～ヤング・オールド、75歳～オールド・オールド、85歳～スパー・オールド）
- う：運動不足はムーブレス症候群



- 【動かない動けない症候群】（使わなければ使えなくなる）
- ほ：歩行は片脚立ちの連続技（片足立ちを意識する）
- う：家うちの中で転ばぬ工夫（バリアフリーとバリアアリー）
- む：無理なく楽しく30年（自分のペースで長く続けられる）
- ら：ライフ・イズ・モーション（生きていることは動いていること。体を動かし心を動かす）

「ハッチャリーズ」公演

6月17日(木) 東峰中学校芸術鑑賞「ハッチャリーズ」公演が保健センターいずみ館で行われました。当日は東峰中の生徒と一般の方と共に、ブルーグラス(アメリカン・カントリー)ミュージックの演奏を楽しみました。ハッチャリーズは高校1年生時代の同窓生で結成するアマチュアバンドで、仕事の合間をぬって精力的な音楽活動を行っています。生徒達は初めて聴く音楽だったかもしれませんが、中には耳にした曲もあり、手拍子も出ていました。バンドの方々に近い年代の方には青春をよみがえらせるコンサートではなかったかと思います。また、生徒の感想文を下記に紹介します。



1年 RK

6月17日、いずみ館でハッチャリーズの公演がありました。みんな50代のおじさんだったけど、演奏は、とてもすばしかったです。特にバンジョーという楽器にとっても興味をもてました。見ていてとても良かったです。ジェyson先生とコラボした「カントリーロード」は、楽器と歌がいろいろあいに、かさなりあって良かったです。

僕は音楽は好きだったけど、楽器を使うのはあまり好きじゃありませんでした。しかし、公演を見て楽器がとても輝かしい物に見え、興味をもてました。今日はとても僕のためにいい日になりました。楽器や音楽、アメリカンな感じが大好きになり、とても良かったです。

2年 MT

私は、初めてブルーグラス(アメリカン・カントリー)ミュージックの演奏を聴きました。知らない曲もたくさんありましたが、知っている曲もいくつかありました。ゆっくりとした曲や早いテンポの曲があり、とてもわくわくしながら聴いていました。歌の中には、私の好きな「カントリーロード」も入っていました。日本語でしか聴いたことがなかったので、英語で聴くとまた違った雰囲気でもっと好きになりました。ハッチャリーズの方々の歌声や楽器の音がきれいにかさなりあっていて、とても感動しました。ブルーグラスミュージックをもっともっと聴いてみたいと思いました。それと、たくさんの方がブルーグラスミュージックを好きになってほしいなと思いました。

最後に、「ハッチャリーズ」のみなさん、今回はお忙しい中ブルーグラスミュージックの演奏をしていただきありがとうございます。たくさんの方々の歌や楽器演奏を聴けてとても楽しい時間がすごかったです。本当にありがとうございました。これからも頑張ってください。

3年 SW

僕はブルーグラスミュージックは、色々な所で聞いたことはありますが、実際にブルーグラスミュージックを演奏しているのを見るのは今回のハッチャリーズの公演が初めてでした。ブルーグラスミュージックを聞いてみて、とてもリズムが良く、自分の知っているものもたくさんありました。これだけたくさんの方が、ほとんど英語で、英語の発音にも気をつけなければならないので、たくさん練習してきたんだなあと思いました。また、これまでにブルーノート賞、グッチ裕三賞、NHK オヤジバトル出場、カントリー・ゴールド・アフォード 2009 グランプリ受賞などをとっていて、すごく活躍していて驚きました。それから、まえには、週に何回か全員で集まり、8時から2時まで練習していた時もあってびっくりしました。今は、仕事をしながら月に2回は全員で集まり、練習をしていて、おもに歌の練習をしていると聞いて、僕は仕事をやりながら練習をしていくのは、大変だろうなあと思いました。

コンサートの中で、笛を使って参加させていただいて嬉しかったです。うまくできたのかは、自分ではよくわかりませんが、とてもいい経験をすることができました。

コンサートが終わった時に、自分では、もっと聞いていたいなあという気持ちがありました。これを機に、ブルーグラスミュージックをできるだけ多く聞いていきたいと思います。

豪のラスター彩の陶芸家が来村されました

ボブ・コネリーさん作品展

オーストラリアの陶芸家で、ラスター彩の使い手「ボブ・コネリー」さんが来村されました。今回の来村は、4度目でラスター彩の指導の為に来られました。ラスター彩はガラス粉を原料に銀や銅の顔料と混ぜ合わせた釉薬で絵付けをする技法で、焼成後、水の中で磨き上げて完成です。日光の当たり方で、その色合いは微妙に変化し、透明感のある美しさが特徴です。ボブ・コネリーさんの作品展は6月27日まで「ヤママル窯」で行われました。また、那珂川町から同窯に修行に来ているイギリス人のアレックス・ブランサンさんも一緒に作品作りに励んでいました。



ボブ・コネリーさん



アレックス・ブランサンさん

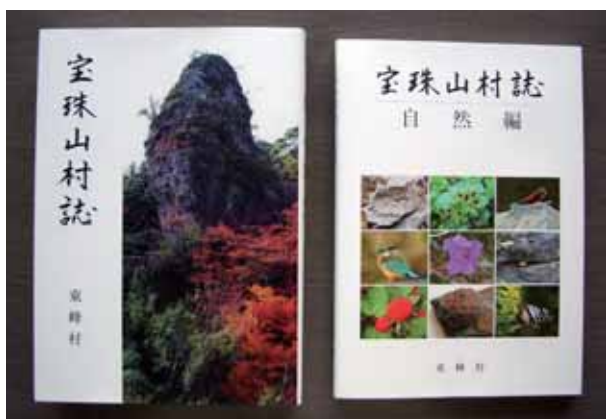


今年も多くの来場者がありました

第23回ほたる祭

6月5日(土)「第23回ほたる祭」が棚田親水公園に於いて、宝珠山ほたるを育てる会主催により今年も盛大に行われました。今年は涼しい日が多く、ほたるのピークが例年より1週間程遅くなりましたが、神秘的なほたるの光に、ステージイベントにと多くの来場者で賑わっていました。

また、当日はJR主催の「ほたるウォーキング」が行われ、518名の参加者が宝珠山駅から会場を散策した後、筑前岩屋駅まで歩いて行きました。



「宝珠山村誌」ができました。

合併前より編集作業を継続していた「宝珠山村誌」が完成しましたので、お知らせいたします。本編682ページ、自然編160ページの中に宝珠山の歴史と自然が凝縮されています。宝珠山地区の方には7月中旬より全戸配布いたします。また小石原地区の方でこの村誌を希望される方は教育委員会までご連絡ください(TEL72-2301)。あらかじめ日時を決めて小石原公民館にてお渡します。ただし9月末日までとさせていただきます。

東峰村教育委員会



村からのお知らせ



宝珠山庁舎 72-2311

小石原庁舎 74-2311

総務課

「東峰村暴力団排除条例」を制定しました。

福岡県は全国指定暴力団 22 団体のうちの 5 団体が拠点としています。これは全国ワースト 1 位で銃器による発砲事件も 5 年連続最多を記録しており、今年も 5 月までに 8 件の発砲事件が起きるなど憂慮すべき現実があります。これらのことから県では安心安全な県民生活を確保するとともに福岡県の社会経済活動の発展に寄与することを目的とした「福岡県暴力団排除条例」を昨年 10 月に制定し、今年 4 月 1 日から施行されました。さらにこの取り組みを実効的なものとするため、東峰村でも 6 月議会にて「暴力団排除条例」を制定されました。

条例の主な内容

村の役割

暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係にある人を村が実施する入札に参加させないなど、村の公共事務および事業から排除する。

暴力団の排除に役立つ情報を知ったときは、県に情報提供をする。

暴力団の排除の重要性について理解を深め、暴力団排除の意識向上のために広報や啓発を行う。

青少年が暴力団に加入したり、暴力団員による被害に遭わないように教育・指導を行う。

村民および事業者の役割

暴力団の威力を利用することを禁止。

暴力団の威力を利用する目的で、金品などを供与することを禁止。

暴力団の活動又は運営に協力する目的で、金品などを供与することを禁止。

7 月 15 日に、朝倉警察署との連携に関する協定の調印式が行われます。

安心安全あさくら 暴力団排除総決起大会の開催

7 月より朝倉地区 1 市 1 町 1 村すべてで暴力団排除条例が施行されました。それを受け、朝倉警察署及び管内市町村では地域住民の方々と行政との連携を密にし、暴力団排除意識の高揚と暴力団撲滅による「安心・安全なあさくら地域」を実現するため住民大会を下記のとおり開催いたします。

警察音楽隊による演奏や寸劇なども行われますので、村民の皆様もぜひご参加ください。

日 時：平成 22 年 7 月 31 日（土）10 時～ 12 時

場 所：ピーポート甘木 大ホール

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 総務課（電話：72 2311）まで

教育委員会

教育委員会よりお知らせ

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年 4 月から毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することになっています。住民の皆様へは、閲覧という方法で公表していますので、教育委員会をご覧ください。

お問い合わせは

東峰村教育委員会（電話：72 2301）まで

総務課**保健師の嘱託職員募集について**

採用数：1名
 採用期間：平成22年11月～平成23年12月迄
 勤務先：東峰村役場住民福祉課
 採用要件：保健師の資格所有者、自動車の運転のできる方、パソコン操作のできる方
 勤務時間：8：30～17：15（休憩時間12：00～13：00）
 勤務日数：東峰村規則による
 賃金：1ヶ月 146,700円
 職務内容：特定保健指導・住民検診・一般事務等
 受付期間：7月15日（木）～8月25日（水）
 選考方法：面接及び作文
 選考日：応募者に直接お知らせします。
 申込方法：受験申込書（役場総務課で配布）及び、履歴書を役場総務課まで提出ください。

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 総務課（電話：72 2311）まで

総務課**平成22年度 東峰村職員採用試験（高校卒業程度）案内**

試験日：平成22年10月17日（日）
 試験の区分及び採用予定数等

試験区分	採用予定数	仕事の内容
一般事務	1人程度	村長事務部局又は教育委員会事務部局において一般の事務に従事します。

受験資格：昭和58年4月2日～平成5年4月1日までに生まれた者
 受付期間：7月15日（木）～8月31日（火）
 申込書持参の場合の受付時間：8:30～17:15（土曜・日曜は閉庁のため受付けておりません。）
 郵送の場合は8月31日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。
 申込書の配布
 申込書は東峰村役場（宝珠山庁舎）総務課で配布します。
 郵送による場合は、封筒の表に「採用試験請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（A4サイズが入る大きさ）を同封してください。
 同封されていない場合は、採用試験申込書は送付いたしません。

お問い合わせは

〒838 1792 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山 6425 番地
 東峰村役場（宝珠山庁舎）総務課 総務係「採用試験担当」
 （電話：0946 72 2311）ホームページURL <http://www1.vill.toho.fukuoka.jp>

住民福祉課**国民健康保険無受診者表彰について**

東峰村では、毎年度4月から3月までの間に、無受診の方に対して健康を維持されたとして表彰を行っています。
 平成21年度は、73の方が表彰を受けられ、賞状及び記念品をお贈りしています。本年度におきましても無受診者表彰を計画しています。なお、本年度より40歳から74歳の方については、無受診であっても、特定健診を受けられていない場合は、対象外となります。
 ぜひ、特定健診を受けて、日々の健康増進に努めましょう。

お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課（電話：74 2311）
 宝珠山庁舎 総合窓口（電話：72 2311）まで

住民福祉課

身体障がい者（児）巡回相談のお知らせ

- 期 日 : 平成 22 年 7 月 27 日（火曜日）
会 場 : 朝倉市総合市民センター（ピーポート甘木）多目的ホール
受付時間 : 9 : 30 ~ 14 : 00
(診察開始時間) 午前 10 時 ~
相談内容 : 肢体不自由の補装具費の新規支給・再支給・修理の要否判定、処方及び適合判定。
ただし、電動車いす、重度障がい者用意思伝達装置については相談のみで、判定は
行いません。また、座位保持装置については、事前の調整が必要です。
相談に行かれる場合は、準備等がありますので、前日までに東峰村役場 住民福祉
課障がい者福祉係（電話 72 2311）へ必ず連絡してください。

お問い合わせは

東峰村役場 小石原庁舎 住民福祉課（電話：74 2311）まで

(株)宝珠山ふるさと村

棚田親水公園駐車場有料化のお知らせ

本年も暑い夏がやってきました。棚田親水公園河川プールのご愛用ありがとうございます。
本年度より、下記のとおり公園駐車場を有料とさせていただきます。

有料期間：7月17日（土）～8月31日（火）

駐車料金：一回 500円（普通車）1,000円（大型車等）

利用時間：9：00～17：00

公園プールを利用する際は、道路通行安全のため駐車場を利用し、くれぐれも路上駐車をしない
ようお願いいたします。

お問い合わせは

(株)宝珠山ふるさと村（電話：72 2232）まで

高倉村長

6月15日～7月15日の動き

6月

- 19（土）職域バレーボール大会
- 20（日）東峰村健康文化講演会
- 21（月）東峰村文化協会総会
- 22（火）チンゲン菜部会総会
- 23（水）甘木朝倉広域圏臨時理事会
- 24（木）筑前あさくら通常総会
- 25（金）(株)宝珠山ふるさと村株主総会
- 28（月）人権教育企業啓発
- 30（水）共同募金会東峰村支会理事会

7月

- 1（木）人権教育街頭啓発
- 2（金）・東峰村人権教育推進協議会総会
・東峰村人権教育研修会
- 4（日）食育講演会
- 7（水）村誌刊行委員会
- 8（木）国道322号線期成会総会
- 9（金）県道八女香春線期成会総会
- 14（水）東部ごみ協議会

村長の行動記録からいくつかを抜粋し紹介
したものです。

人の動き

東峰村（平成22年6月末現在）		前月比	あさくら地域（平成22年6月末現在）		前月比
人口	2,574	-8	人口	90,119	-36
男	1,199	-3	男	42,553	0
女	1,375	-5	女	47,566	-36
世帯数	924	-4	世帯数	31,041	21



国民年金免除制度



保険料免除制度・一部納付（免除）、制度若年者（30歳未満）納付猶予制度

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

学生及び任意加入被保険者の方は、対象外です。

学生の方で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、学生納付特例制度をご利用ください。

保険料の免除制度には、退職（失業）による特例があります。

一部納付（一部免除）制度

申請により保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- 4分の1納付（保険料額 3,780円） 年金額 5 / 8 平成21年3月分までは1 / 2
- 2分の1納付（保険料額 7,550円） 年金額 6 / 8 平成21年3月分までは2 / 3
- 4分の3納付（保険料額 11,330円） 年金額 7 / 8 平成21年3月分までは5 / 6

一部納付（一部免除）の所得基準

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

4分の1納付	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
2分の1納付	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4分の3納付	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

一部納付（一部免除）の世帯構成別の所得基準の「めやす」

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1 / 4 納付	1 / 2 納付	3 / 4 納付
4人世帯 (ご夫婦、お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

(注) 一部納付(一部免除)制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度です。

一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

全額免除制度

申請により保険料の全額(15,100円)が免除

平成21年4月分から保険料の全額が免除された期間については、保険料を全額納付した場合の年金額の2分の1(平成21年3月分までは3分の1)が支給されます。

全額免除の所得基準

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

例：単身世帯の場合57万円まで

申請者ご本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

さらに、30歳未満の方には、「若年者納付猶予制度」があります。

若年者納付猶予制度

申請により保険料の納付が猶予

保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか配偶者・世帯主の所得も審査の対象となるため、一定以上の所得がある親(世帯主)と同居している若者は、保険料免除制度を利用することができません。

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層(20歳台)の方が、保険料免除制度を利用することができず、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、申請により保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる制度が「若年者納付猶予制度」です。

Point1

本人と配偶者の所得のみで所得要件を審査

若年者納付猶予は、申請者本人と配偶者の前年所得が審査の対象です(申請時期によって前々年の所得で審査を行う場合があります)。

所得基準は、全額免除と同じです。

(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

Point2

障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

万一障害を負ってしまったときに障害基礎年金が受け取れます。

納付猶予の期間は、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間にカウントされます。

不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取ることができない場合があります。

Point3

猶予された期間は、年金額に反映されません

納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されませんので、下記の保険料の追納(後払い)をご利用ください。

詳しい手続き(申請)については、次ページをご覧ください。

手続き（申請）について

東峰村役場の住民福祉課の窓口へ申請することになります。
 なお、申請にあたり必要な添付書類は、下記をご覧ください

【必要な添付書類】

（必ず必要なもの、場合によって必要なもの）

	国民年金手帳 または基礎年金番号通知書
	<p>前年（または前々年）所得を証明する書類 （原則として所得を証明する書類の添付は不要です）</p> <hr/> <p>この保険料免除等の申請を行うと、東峰村長に対して申請者ご本人、配偶者、世帯主の前年又は前々年の所得状況の証明を求め、その証明内容を年金事務所長に提出することに同意したことになります。</p> <p>通常、これらの書類を添付する必要はありませんが、1月1日（ ）時点の住所と申請時点の住所が住所変更により異なる場合は、現在の住民票を登録している東峰村において前年（前々年）の所得を証明することができないため、前住所地の市区町村長から前年（前々年）の所得証明の交付を受けこの申請書に添付するかまたは申請書にこれに相当する記載を受ける必要があります。</p> <p>申請する月が1月から6月までの間である場合には、前々年所得の証明が必要となるため、前年の1月1日の住所地が基準となります。</p>
	<p>退職（失業）した方が申請を行うときは、退職（失業）したことを確認できる書類</p> <hr/> <p>退職（失業）による特例により申請を行う場合は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください。</p>

【申請は原則として毎年度必要です】

不慮の事故や病気が発生してから申請を行っても、障害基礎年金の受給資格要件に算入されませんので、ご注意ください。

免除等のサイクル（始期と終期）は、7月から翌年6月までです（すべての市区町村において前年所得の証明が可能となるのが7月以降であるため）。このため、免除等の承認を受けている方が引き続き免除の申請をされる場合は、できる限り7月に申請をされるようお願いいたします。

なお、保険料全額免除または若年者納付猶予（一部納付を除く）が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望（申請書の申請者記入欄の「はい」に を付けてください）された場合は、翌年度以降は、あらかじめ申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。

免除等は、原則として申請日にかかわらず、7月から翌年6月まで（申請日が1月から6月までの場合は、前年7月から6月まで）の期間を対象として審査します。ただし、7月に申請する場合に限って、前年7月から前月の6月分までの期間（前サイクル分）についても申請することができます。7月に前サイクル分の免除等も申請される場合は、申請書を2枚提出されるようお願いいたします。

免除制度の申請及び、お問い合わせ先は...

東峰村役場 小石原庁舎 住民福祉課(74-2311)
 宝珠山庁舎 総合窓口(72-2311)

保険料の追納について

免除等の承認を受けた年度の保険料を平成 22 年度に追納する場合の額

	全額免除	半額免除	4分の1免除	4分の3免除
平成 12 年度の月分	15,770円			
平成 13 年度の月分	15,180円			
平成 14 年度の月分	14,590円	7,300円		
平成 15 年度の月分	14,360円	7,180円		
平成 16 年度の月分	14,180円	7,090円		
平成 17 年度の月分	14,220円	7,110円		
平成 18 年度の月分	14,260円	7,130円	3,560円	10,690円
平成 19 年度の月分	14,300円	7,150円	3,570円	10,720円
平成 20 年度の月分	14,410円	7,200円	3,600円	10,810円
平成 21 年度の月分	14,660円	7,330円	3,660円	10,990円

追納加算額は
ありません

保険料の免除や若年者納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。

このため、これらの期間は、10年以内（例えば、平成 22 年 4 月分は平成 32 年 4 月末まで）であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっていきます。

保険料を追納する場合は、保険料の免除若しくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3 年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

なお、平成 22 年度中に追納する場合の加算額を含めた具体的な追納額は、上の表のとおりとなります。保険料の追納には納付書が必要です。納付書の発行は申込みが必要ですので、南福岡社会保険事務所・東峰村役場住民福祉課まで、お問合せください。

住民福祉課

「見守り調査員が訪問調査」

居宅での介護サービス利用者を対象に「みまもり調査員」が訪問調査
～ 福岡県介護保険広域連合からのお知らせ～

介護保険制度は、介護や社会的支援が必要な人が、尊厳を保持し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、必要な保健医療サービスと福祉サービスを行うことを目的として、平成 12 年より始まり、11 年目を迎えます。

福岡県介護保険広域連合では、昨年度より、ケアプラン（居宅サービス計画）に組み込まれた介護サービスが、真に利用者の自立支援に結びつくものとなっているかどうかを確認するため、「みまもり調査員」がご自宅などを訪問し、聞き取り調査を行っています。今年度も引き続き訪問調査を実施しますので、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

介護サービス利用者の普段の様子をありのまま確認するため、訪問日などの事前連絡は行いません。介護保険法の規定に基づいて、所定の調査表に沿って聞き取り調査を行います。

「みまもり調査員」は身分証明書を携行しています。

保険料の受け取りなど、金銭の取扱いは一切行いません。

印鑑や預金通帳などの保管場所などをお尋ねすることはありません。

福岡県介護保険広域連合 朝倉支部 電話：21 8021

お問い合わせは

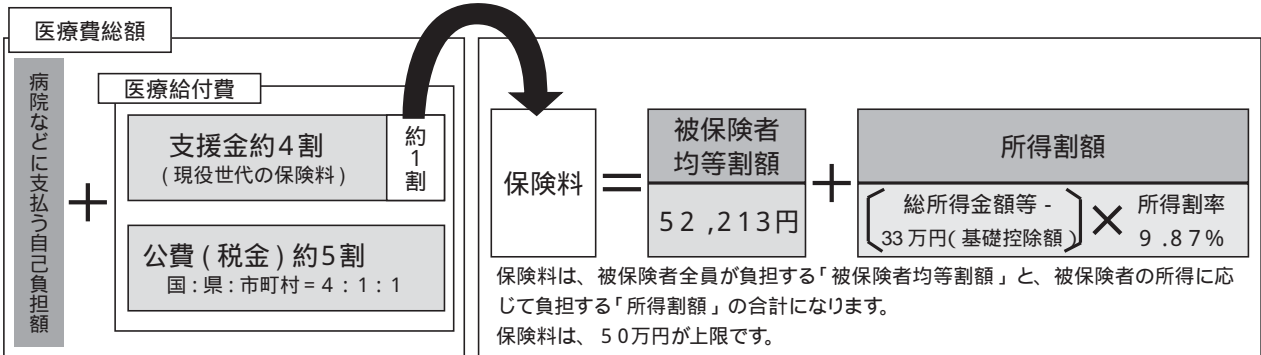
東峰村役場 小石原庁舎 住民福祉課（電話：74 2311）まで

平成21年中の所得の届出に基づき、平成22年度の保険料額を決定します。

被保険者(加入者)の皆さんへ「平成22年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬にお届けします。保険料は、平成21年中の所得金額と世帯(注1)の状況を基に算定を行い、決定します。

注1:「世帯」とは、平成22年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。

保険料の決まり方(計算方法)



- ・ 保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- ・ 保険料は、加入者一人一人にかかります。保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は、2年ごとに見直され、次回は、平成24年度に改定されます。
- ・ 総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入 - 公的年金等控除」、「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。
- ・ 例えば、公的年金等の収入のみの人で、年額が153万円以下の場合、総所得金額等は33万円以下となるため所得割額はかかりません。

保険料の軽減について

被保険者均等割額の軽減

平成22年度では、平成21年度の保険料軽減措置(被保険者均等割の9割・8.5(7)割(注2)・5割・2割軽減)を継続して行います。

(注2:原則は「7割軽減」ですが、特例措置により「8.5割軽減」となっています。)

被保険者均等割額 軽減割合	軽減後の均等割額(年額)		同一世帯内の被保険者及び世帯主の 軽減対象所得金額(注3)の合計額
	平成21年度	平成22年度	
9割軽減	5,093円	5,221円	【33万円(基礎控除額)】以下で、かつ【被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】
8.5(7)割軽減	7,640円	7,831円	【33万円(基礎控除額)】以下
5割軽減	25,467円	26,106円	【33万円(基礎控除額) + 24.5万円×被保険者(世帯主を除く)の数】以下
2割軽減	40,748円	41,770円	【33万円(基礎控除額) + 35万円×被保険者数】以下

注3:軽減対象所得金額は、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入 - 公的年金等控除 - 15万円」となるなど、例外があります。

所得割額の軽減

総所得金額等が91万円以下(公的年金のみの場合は、収入額で211万円以下)の人は、所得割額が5割軽減となります。

被用者保険(注4)の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が9割軽減となります。また、所得割額はかかりません。

(注4:被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。)

保険料の減免制度について

災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、窓口へご相談下さい。

特別徴収(年金天引き)から口座振替への変更できます。

特別徴収(年金天引き)は、申請することで口座振替に変更できます。

変更を希望する人は、8月2日(月)までに口座振替の申請を行うと、10月支給分の年金から天引きが中止され、口座振替による支払いへ変更になります。

ただし、これまでに保険料の滞納がある場合は、口座振替へ変更が認められないことがあります。

年金天引きとなる人

年金受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない人

社会保険料控除について

後期高齢者医療保険料は、所得税及び住民税の申告のとき、社会保険料控除の対象となります。

特別徴収(年金天引き)から口座振替へ変更した場合、社会保険料控除は、口座振替で支払った人に適用されますので、世帯全体の所得税及び住民税の負担額が変わることがあります。

8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証は、平成22年7月31日までの有効期限となっています。

8月1日から使用できる被保険者証(水色)は、7月下旬に郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。

8月1日以降に医療機関にかかるときは、新しい被保険者証(水色)を窓口で提示してください。

有効期間は、平成23年7月31日までの1年間となっています。

7月31日までに新しい被保険者証(水色)が届かない場合は、窓口へお問い合わせください。

8月から自己負担割合が変更になります

医療機関にかかるときの医療費の自己負担割合は、1割又は3割です。

毎年、前年中の所得を基に、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

自己負担割合は、原則1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の村民税課税所得が145万円以上である場合には、3割となります。

ただし、村民税課税所得が145万円以上であっても、次の1又は2に該当する場合は、窓口へ申請すれば1割負担となります。

1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合

同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合(次の 又は に該当)

本人の収入が383万円未満

本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新となります。

現在、使用中の減額認定証の有効期限は、7月31日になっています。

減額認定証をすでに持っている人で、平成22年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬にお届けします。

減額認定証を持っていなかった人で、新たに交付を希望する場合は、窓口での申請手続きが必要になります。

【申請に必要なもの】

印鑑・被保険者証・その他

その他：収入額などを証明するもの(非課税証明書など)や入院期間が確認できるものが必要になる場合があります。

お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課(電話:74 2311)まで